平成２４年（フ）第１５２７号
札幌市豊平区平岸５条６丁目４―25　ヒュース平岸Ｇ105号、住民票上の住所北海道士別市東８条９丁目456番地85
債務者　山下　一博
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５５２号
札幌市南区澄川１条３丁目３番23号　金田マンション201号、申立時の住所札幌市南区中ノ沢３丁目２番１―502号
債務者　高谷　裕子
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８０７号
札幌市東区北８条東12丁目５番13号　クルーズハウスキャプテン203号
債務者　山形　禎規
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９５４号
札幌市白石区南郷通20丁目北１番１―602号
債務者　本間　啓二
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９７９号
札幌市中央区北２条西20丁目１番３―303号
債務者　阿部　祐子
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９８８号
札幌市中央区北３条西13丁目３番地２　アルス知事公館1101号
債務者　森　　貞史
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９８９号
札幌市中央区北３条西13丁目３番地２　アルス知事公館1101号
債務者　森　　道子（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０１３号
北海道北広島市西の里北３丁目２番地４
債務者　佐藤　公俊
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０４２号
札幌市南区藤野４条５丁目２番６―305号
債務者　平田　博康
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０６７号
札幌市北区北27条西11丁目２番１号　102号
債務者　金川　年江
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０８８号
札幌市清田区平岡10条２丁目16番11号　京野方
債務者　梅津　光子
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１２７号
札幌市厚別区もみじ台西４丁目２番23―402号
債務者　小俣　恵美
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１４１号
北海道江別市高砂町34番地の５　パレーシャル高砂Ａ―102号
債務者　齋藤　　淳
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１４２号
北海道江別市高砂町34番地の５　パレーシャル高砂Ａ―102号
債務者　齋藤美津香
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１７０号
札幌市白石区北郷１条９丁目２番13号　ＡＭＳⅡ―106号
債務者　内生藏利文
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５号
北海道檜山郡上ノ国町字大留173番地の１
債務者　越前喜代江
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで　函館地方裁判所江差支部

平成２４年（フ）第３６号
群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀2704番地２
債務者　上村佐代子（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで　前橋地方裁判所太田支部